

## 「生計を一にする」とは

### 1.はじめに

所得税に係る諸制度の適用条件として、「生計を一にする」という用語が少なからず出てきます。その代表的な制度が多くの方におなじみの扶養控除です。ある納税者が、その親族について扶養控除(例えば、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の扶養親族の場合、一人当たり38万円を総所得金額から控除)を適用する場合、その親族が納税者の所得税法上の「扶養親族」に当たらなければなりません。そのための要件として、その親族の年間の合計所得金額が38万円以下であることなど並び、その親族が納税者と「生計を一にする」ものであることが必要です。

また、相続税における小規模宅地等の課税価格(評価額)の計算の特例(一定の小規模宅地等について相続税法上の評価減を認める制度)においても、被相続人又は当該被相続人と「生計を一にしていた」当該被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であることが評価減を受けるための一つの要件とされています。

### 2.「生計を一にする」の意義

以上の通り、「生計を一にする」は、課税上大きな影響がある制度の適用要件となっていますが、どういう状態であればそれに当たるといえるか - について、所得税法等の関係法令において、直接的な定義をしている規定は見当たりません。

そうすると、基本的には、税法の条文の趣旨や文脈に沿いつつ、その言葉の通常の意味(国語辞典的な意味)で解釈をすることになります。「生計」とは「暮らしを立てるための手立て」であり、「一にする」とは「同じにする、一つにする」ということです。暮らしを立てるための手立てとは、具体的に言えば、生活していくための元手であり、働いたり、投資をしたりして得る生活費に充てるための収入・資金ということでしょう。

そして、「生計を一にする」という言葉は、税法上のすべてのケースで配偶者・親子等の親族と組み合わせられて使われていることを考え合わせると、親族関係にある人たちにおいて「生計を一にする」とは、給与や商売等で収入がある人がいて、その人とその人の親族の間で「その収入を共にし、その共にした・一つにした収入を日常生活のための費用に充てて暮らしを立てている関係にある場合」をいう、ということでしょう。

### 3.所得税基本通達の定めと具体例

所得税基本通達2-47では、「生計を一にする」の意義に関し、次のとおり判定の際の留意点を明らかにしています。(その意義自体は直接規定していません。)

『法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1)勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ.当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ.これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2)親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。』

上記の通り、「生計を一にする」というためには、同一の家屋で同居していることは必ずしも必要ではなく、要は、生活費等を共にしていればよい、ということです。

個々の通達ごとに、その趣旨等につき国税庁職員による補完的な解説が確認できる「所得税基本通達逐条解説」(大蔵財務協会発行の本)の当該通達の「解説」では、「生計を一にする」の意義につき「経済的に同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしていること」とであると述べられており、上記の一般的な言葉の意味から導き出される意義と一致しています。

以上によれば、奥さんがパートで働き、パート収入を夫の収入に合わせて生活している家族は「生計を一にする」関係にあります。大人気の子役の芸能人の場合、その子役がどれだけ稼いでいても、その両親が子供の芸能活動からの収入・所得を管理して、両親の収入・所得と合わせ同居して生活しているのであれば、その親子は「生計を一にする」といえるでしょう。一方、有能な大学生が、何かの事業を起こしそれが大当たりして、その大学生がその事業による収入で親から独立して生活していれば、(たとえ親と同居していたとしても、)その大学生と親は、「生計を一にする」とは言えないと思われます。